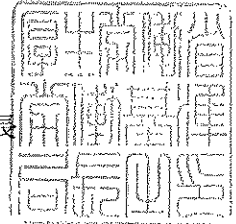


社団法人 全国建設業協会 会長 殿

厚生労働省労働基準局長



石綿障害予防規則の改正について

日頃より労働基準行政の推進に格段の御理解・御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、石綿障害予防規則（平成17年厚生労働省令第21号。以下「石綿則」という。）については、国際標準化機構（ISO）における船舶の解体等における石綿ばく露防止対策の規格化が、平成22年12月にISO30007として定められたことを踏まえ、船舶の解体等の際の石綿による労働者の健康障害の防止を徹底するため、その一部を改正し、船舶（鋼製の船舶に限る。以下同じ。）の解体等作業に関し、建築物と同等の石綿ばく露防止措置を講ずることとしました。

本改正の主な内容等については、下記のとおりですので、平成23年3月11日に東日本大震災が発生し、津波により陸上に打ち上げられた船舶の解体等が行われる事態となったことを踏まえ、貴団体におかれても、この趣旨を御理解いただくとともに、傘下会員事業場等に対する本改正内容の周知徹底等につきまして御協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

1 改正の概要

建築物等の解体等について従前より適用されている次の（1）から（5）までの措置を、船舶の解体等についても義務付けるもの。

（1）石綿等を除去等する際の作業の届出（改正後の石綿則第5条関係）

壁等に石綿等が使用されている保温材等が張り付けられた船舶の解体等の作業を行う場合における当該保温材等を除去する作業等を行うときは、所轄の労働基準監督署長にあらかじめ届け出ることとしたこと。

（2）石綿等を除去等する際の隔離等（改正後の石綿則第6条関係）

壁等に石綿等が吹き付けられた船舶の解体等の作業を行う場合における当該石綿等を除去する作業等に労働者を従事させるときは、当該作業を行う作業場所を、それ以外の作業を行う作業場所から隔離する等の措置をとることとしたこと。

（3）石綿等が使用されている保温材等の除去等に係る措置（石綿則第7条関係）

壁等に石綿等が使用されている保温材等が張り付けられた船舶の解体等の作業を行う場合における当該保温材等を除去する作業等（石綿等を切断等しない場合）に労働者を従事させるときは、当該作業場所に当該作業に従事する労働者以外の者が立ち入ることを禁止する等の措置をとることとしたこと。

(4) 石綿等が吹き付けられた船舶における業務に係る措置(改正後の石綿則第10条関係)

労働者を就業させる船舶の、壁等に吹き付けられた石綿等の損傷等により労働者が当該石綿等の粉じんにはく露するおそれがあるときは、当該石綿等の除去等を行う等の措置をとることとしたこと。

(5) 隔離を行った作業場所における業務に係る措置(石綿則第14条関係)

(2)により隔離を行った作業場所において、壁等に石綿等が吹き付けられた船舶の解体等の作業を行う場合における当該石綿等を除去する作業等に労働者を従事させるときは、電動ファン付き呼吸用保護具等を使用させることとしたこと。

2 施行期日

平成23年8月1日から施行することとしたこと。

3 その他

改正後の石綿則第5条について次の(1)から(3)に留意すること。

(1) 船舶に関し、改正後の石綿則第5条の「石綿等の粉じんを著しく発散させるおそれのあるもの」とは、船舶の解体等の作業であって、平成17年3月18日付け基発第0318003号「石綿障害予防規則の施行について」第3の2の(3)のイ中の「建築物又は工作物の解体等の作業」を「船舶の解体等の作業」と読み替えるものであること。

(2) 船舶における吹き付けられた石綿等の除去作業については、吸音用吹付け石綿等に係る措置と同様、改正後の石綿則第5条第1項第3号の「前二号に掲げる作業に類する作業」に該当すること。

(3) 平成23年8月1日より前に現に行われている作業については、上記1(1)の作業の届出は法的義務ではないが、適切な対策を講じていることを所轄労働基準監督署として確認する上で重要であり、届出をお願いしたいこと。

参考 平成17年3月18日付け基発第0318003号「石綿障害予防規則の施行について」抜粋

第3 細部事項

2 第2章 石綿等を取り扱う業務等に係る措置

(3) 第5条関係

イ 第1項の「石綿等の粉じんを著しく発散させるおそれのあるもの」とは、以下に掲げる保温材、耐火被覆材等が張り付けられた建築物又は工作物の解体等の作業をいうこと。

(ア) 「石綿等が使用されている保温材」とは、石綿保温材並びに石綿を含有するけい酸カルシウム保温材、けいそう土保温材、パーミキュライト保温材、パーライト保温材及び配管等の仕上げの最終段階で使用する石綿含有塗り材をいうものであること。

(イ) 「石綿等が使用されている耐火被覆材」とは、石綿を含有する耐火被覆板及びけい酸カルシウム板第二種をいうものであること。

(ウ) 石綿等が使用されている断熱材とは、屋根用折版石綿断熱材及び煙突石綿断熱材をいうものであること。



基安化発0728第3号
平成23年7月28日

社団法人 全国建設業協会 会長 殿

厚生労働省労働基準局
安全衛生部化学物質対策課長

船舶の解体等作業における石綿ばく露防止対策に係る留意事項について

石綿障害予防規則の一部を改正する省令（平成23年厚生労働省令第83号。以下「改正省令」という。）が、平成23年7月1日に公布され、同年8月1日から施行されることとなっていますが、鋼製の船舶の解体等における労働災害の防止について万全を期すため、下記に留意の上作業が行われるよう会員事業場に対し周知徹底されたくお願いいたします。

記

- 1 石綿含有断熱材が使用されている配管や機械類からの石綿等の適切な除去
 - (1) 船舶（鋼製の船舶に限る。以下同じ。）の解体等における石綿等の除去等については、船舶の内部が狭隘であること、石綿を含む断熱材等（以下「石綿断熱材等」という。）が使われている配管や機械類（以下「配管等」という。）の形状が特異であることから、通常の除去作業が困難となる可能性がある。その場合には、船舶の内部でこれら配管等から石綿断熱材等を除去することは避け、これら配管等そのものを、グローブバッグ、ビニール、テープ等を用いて覆った上で外し、又は石綿断熱材等が使われている部分を周囲から切断すること。その際、適切な保護具を使用すること。
 - (2) 具体的な方法としては、（参考図）のように、配管を解体するに当たり、配管エルボ（配管の曲線部）のみが石綿断熱材等で覆われており、石綿断熱材等で覆われていない直線部分で切断することにより、配管エルボごと石綿を除去し、その後、専門工場で配管エルボから石綿を取り除く作業方法があること。
 - (3) 上記（1）及び（2）に示す作業に際して、取扱いには次のア及びイのとおりとすること。
 - ア 船舶の解体等の作業場所においては、配管等から石綿断熱材等の除去作

業は行われないものの、船舶から石綿断熱材等を取り除くことには相違ないことから、当該作業は石綿障害予防規則（以下「石綿則」という。）第5条第1項第1号に掲げる作業に当たることとなり、当該作業を行う事業者は、石綿則第5条に基づく作業の届出その他必要な措置を講じなければならないものであること。

- イ 船舶から取り外され、船舶以外の場所で当該取り外された配管等から石綿断熱材を除去する作業は、船舶の解体等の作業には該当しないものであることから、石綿則第5条の作業の届出は要しないが、当該作業は石綿等の取扱い作業に該当するため、屋内作業場の場合には石綿則第12条に基づく局所排気装置の設置等その他必要な措置を講じなければならないものであること。

(参考図)

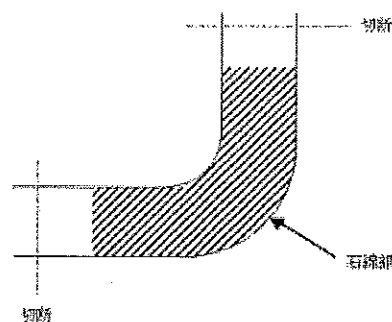


図 配管エルボの事例

2 集じん・排気装置の保守点検

次の（１）から（３）までに掲げる集じん・排気装置の保守点検の徹底を図ること。なお、必要に応じて３の「船舶における適正なアスベストの取扱いに関するマニュアル」（財団法人日本船舶技術研究協会）又は「建築物等の解体等工事における石綿粉じんへのばく露防止マニュアル」（建設業労働災害防止協会）を参考にすること。

- （１）集じん・排気装置の取扱説明書等に基づき、フィルターの目詰まりによる劣化を防止するため、フィルターの定期的な交換を徹底すること。
- （２）集じん・排気装置のパッキンの取付け等の不具合による石綿の漏洩を防止するため、使用開始前の取付け状態の確認を徹底すること。
- （３）その他、集じん装置等の定期自主点検指針に示された事項の確認を徹底すること。

3 「船舶における適正なアスベストの取扱いに関するマニュアル」について

船舶の解体等における石綿等の除去等に係る指導に当たっては、必要に応じ、財団法人日本船舶技術研究協会において作成した「船舶における適正なアスベストの取扱いに関するマニュアル 2011 年 3 月」を参考にすること。(本マニュアルは同協会ホームページ(<http://www.jstra.jp/html/a04/cat100/> 平成 23 年 7 月現在)上に公開されている。)